

長岡市水道局事務決裁規程（抄）

平成14年 3 月26日 水道局管理規程第 1 号
最近改正 令和 7 年 3 月31日 水道局管理規程第 6 号

（専決事項）

第 4 条 課長及び所長の専決事項は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。
ただし、長岡市財務規則（平成 3 年長岡市規則第15号）別表第 4 左欄に掲げる契約の種類に応じ、当該右欄に定める金額を超えて随意契約（不落随意契約（競争入札において再入札に付したが落札者がいないとき、当該再入札において有効な最低価格の入札を行った者と直ちに協議し、随意契約を締結することをいう。）を除く。）により予算を執行しようとするとき（契約の変更によるときを含む。）は、局長の専決とする。

別表第 1 （第 4 条関係）

共通事務に係る専決権限事項表

4 支出執行に関する事項

水道事業会計

節区分	執行伺の 要・不要	執行伺の決裁責任者		合議先
		課長	所長	
16 委託料	要	1,000万円未満	200万円以下	営業所は、200万円を超える額 工務課長又は浄水課長
21 修繕費	要	500万円未満	200万円以下	営業所は、200万円を超える額 工務課長
22 路面復旧費	要	500万円未満	200万円以下	営業所は、200万円を超える額 工務課長
32 工事請負費				
(1) 初年度の契約 締結に係るもの	要	1,000万円未満	200万円以下	200万円を超える額 工務課長又は浄水課長
(2) 請負契約額の 変更	要	変更後の額が変更前の額を超えるときは変更後の額について、変更後の額が変更前の額以下であるときは変更前の額について、それぞれ(1)を適用		

5 契約に関する事項

項目	決裁責任者		合議先
	課長	所長	
1 長期継続契約（長岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年長岡市条例第191号）第2条に規定する契約に限る。以下同じ。）の締結に関する方針の決定	当該契約の12月分の契約予定金額に対応する別表第1の4 支出執行に関する事項の決裁区分による決裁責任者の区分にかかわらず局長とする。		指定特命主幹（契約担当）
2 施行又は実施内容の決定（変更）	別表第1の3 収入執行に関する事項及び別表第1の4 支出執行に関する事項の決裁区分		
3 業者の選定	原議（2 施行又は実施内容の決定（変更）に係る原議をいう。以下同じ。）の決裁区分		
4 入札保証金の免除	○		
5 契約保証金の免除	○		
6 予定価格及び最低制限価格の決定	原議の決裁区分		
7 入札執行の日時及び場所の決定及び変更並びに入札執行の中止	○	所長専決のもの	
8 契約の締結事務	○	所長専決のもの	
9 前払金及び部分払の決定	○	○	
10 権利義務の譲渡等の承認	原議の決裁区分		
11 工期、納期等の延長、変更等の承認	原議の決裁区分		
12 契約の変更又は解除	原議の決裁区分		
13 再委託の承認	課長専決のもの	所長専決のもの	
14 違約金又は損害金の徴収の決定	原議の決裁区分		
15 検査等履行の確認			
(1) 災害応急復旧工事	課長専決のもの	所長専決のもの	
(2) (1)以外のもの（当初の請負額が200万円を超える建設工事に関するものを除く。）	課長専決のもの又は例月支払のもの（契約等により年額を分割して毎月支払うものをいう。）	所長専決のもの又は例月支払のもの（契約等により年額を分割して毎月支払うものをいう。）	
16 建設工事の特例			
(1) 工事の着手時期の延期、中止及び中止解除並びに工期延長の決定	課長専決のもの	所長専決のもの	指定特命主幹（契約担当） （200万円以下不要）
(2) 工事監督員及び検査員の指定	○	所長専決のもの	
(3) 部分使用又は部分引渡しの決定	課長専決のもの	所長専決のもの	

備考

- 3 決裁済の事案を変更する場合で表中に金額の記載があるものは、変更後の額が変更前の額を超えるときは変更後の額について、変更後の額が変更前の額以下であるときは変更前の額について、それぞれ表中の金額を適用する。

別表第2（第4条関係）

個別事務に係る専決権限事項表

6 指定特命主幹（契約担当）の専決事項

1 工事請負契約で当初の設計額又は執行予定額が1件200万円を超えるもの（災害応急復旧工事に係るものを除く。）及び建設工事に係る調査、設計、監理又は計画策定に関する業務委託契約で当初の設計額又は執行予定額が1件100万円を超えるもの（災害応急業務委託に係るものを除く。）並びに庁舎等清掃業務委託契約に関する事。	
	(1) 業者の選定（課長専決のもの）
	(2) 入札保証金の免除
	(3) 契約保証金の免除
	(4) 予定価格及び最低制限価格の決定（課長専決のもの）
	(5) 入札執行の日時及び場所の決定及び変更並びに入札執行の中止
	(6) 契約の締結事務
	(7) 権利義務の譲渡等の承認（課長専決のもの）
	(8) 契約の変更又は解除（課長専決のもの）
	(9) 違約金又は損害金の徴収の決定（課長専決のもの）
	(10) 建設工事の特例
	ア 工事着手時期の延期
	イ 履行保証契約及び履行保証内容変更契約の承認
	ウ 代替履行の請求及び代替履行業者選定の承認（課長専決のもの）
2 物品の単価契約、物品（単価契約物品及び特定物品を除く。）の購入契約で当初の執行予定額が1件20万円以上のもの及び事務機器等のリース契約（賃借期間が1年以内のもの及び12月分に相当するリース料の当初の執行予定額が1件80万円以下のものを除く。）に関する事。	
	(1) 1の(1)から(9)までに掲げる事項